



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

資料1

(H31. 2. 18)

規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ提出資料

平成31年2月18日
厚生労働省労働基準局

平成30年12月17日 第37回国家戦略特区諮問会議

(デジタルマネー等による賃金支払の解禁)

キャッシュレス社会の実現や外国人材の受入基盤の整備の観点から、賃金の確実な支払い等の労働者保護に留意した体制を備えた資金移動業者の口座への賃金支払について、できるだけ早期の制度改革を目指し、資金保全のあり方などについて、労使団体、業界団体などとの協議・検討を引き続き行い、結論が得られ次第制度化する。

平成30年12月20日 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

外国人材の受入れ環境整備の観点から、賃金の支払方法として、労働者本人の同意が得られた場合に、資金移動業者が開設する口座への支払を可能とすることについて、資金の確実な保全がなされるか、換金性があるかなどの労働者保護の観点に十分留意しつつ、できるだけ早期の制度改革を目指し、関係者との協議・検討を引き続き行い、結論が得られ次第制度化する。

賃金の「通貨払の原則」について

労働基準法（昭和22年法律第49号）

第24条（賃金の支払い）

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

- 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）

第7条の2

使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。

- 当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み
- 当該労働者が指定する金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「金商法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（金商法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、金商法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。以下この号において同じ。）に対する当該労働者の預り金（次の要件を満たすものに限る。）への払込み

イ～ハ 略

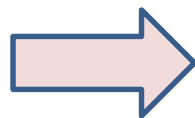
2・3 略

資金移動業者の口座へ振り込まれた資金の使い方

貸金



企業



資金移動業者の口座

資金移動業者とは

振込や送金(100万円以下)を銀行以外でも行える業者



スマホ決済
地元食材購入



カード払い



ATM現金引き出し



QRコード



海外送金



家計簿管理

いわゆるペイロールカードを賃金支払方法として認めるために検討が必要と考えられる事項

- 労働者保護の観点から、資金移動業者のうち、一定の要件を満たした事業者を、賃金支払業務を行うことができる事業者として、厚生労働大臣が指定することも検討。要件については、以下のような点を踏まえて検討することが必要。

1. 資金保全

- 労働者の生活の糧である賃金について、安全性を高める観点から、
 - 事業者が破綻した場合に備え、履行保証金が十分に供託等されているか
資金決済法上、資金移動業者は、各営業日毎に要履行保証額を把握し、基準期間(1週間)における最高額を、当該基準期間の末日から1週間以内に、供託する義務が課せられている。供託に代えて、銀行等と履行保証金保全契約を締結する方法でも可。
 - そもそも、事業者が破綻するリスクを抑える必要がないか

2. 換金性

- ATM等を利用して、労働者が居住する地域等において、換金できるか

3. 手数料

- 一定回数以上は、労働者が手数料を負担することなく、換金できるか

4. 不正引き出し等の保証

- 利用者に過失のない損害(セキュリティ不備による不正引出し等)は、事業者により保証されるか

5. 本人同意

- ペイロールカード以外の賃金支払方法(現金払い、銀行口座など)も含めた中から、本人が同意して選択できるか

(注)このほかにも、今後の検討過程において、関係者からより厳格な要件を求められる可能性がある。